

带状疱疹予防接種のお知らせ

令和7年度より、**带状疱疹予防接種**を「**定期接種**」として実施することとなりました。予防接種により、**带状疱疹の感染予防、带状疱疹後神経痛の予防**が期待でき、たとえ症状が出たとしても重症化しにくくなります。

接種を希望される方は、下記の内容や説明書等を確認の上、予防接種申請書を保険健康課等に提出してください。予診票、予防接種券をお渡しします。

今回、通知を郵送しましたが、接種を強制するものではありません。

1.接種期間

令和 7 年 4 月1日(火)から令和 8 年3月31日(火)まで

2.対象者

①、②、③

いずれかの方

① 令和7年度内に65歳を迎える方

② 令和7年度内に 70、75、80、85、90、95、100歳になる方（令和 7 年度に限って 100 歳以上の方も対象となります。）

③ 接種時に60歳から64歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

3.ワクチンの種類、自己負担額など

①または②のいずれかのワクチンを選びます。

種類	接種回数・部位	自己負担額
① 生ワクチン	1 回(皮下注射)	2,600 円
② 組換えワクチン	2 回(筋肉注射)	接種 1 回分 6,600 円

町民税非課税世帯等の方は、事前申請により自己負担額が免除されます。(※1)詳しくは裏面をご覧ください。

4. 接種までの手続き

①申請書を提出してください

■同封の带状疱疹予防接種券申請書のワクチンのいずれかに○印をしてください。

■非課税世帯の方は、自己負担金免除申請も併せて申請可能です。

■提出先:保険健康課、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター

②予防接種券等のお渡し

■申請後、予診票・予防接種券をお渡しします。

■提出先:保険健康課……………申請時にお渡しできます。
:横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター……後日お渡しします

③接種を受ける(医療機関へ予約)

■予防接種券が使用できる県内の医療機関に必要な書類を持参し、接種を受けてください。

(必要書類) 予診票・予防接種券・マイナ保険証等・自己負担額

◎県外の医療機関で予防接種を希望される方は、事前申請が必要です。(※2)

裏面をご覧ください。

(※1)【 自己負担金免除の手続き 】

■対象者 ： 町民税非課税世帯、生活保護世帯の方

■同封の自己負担金免除予防接種券交付申請書に必要事項を記入の上、
事前に下記の場所へ申請

■申請場所 ： 役場保険健康課

横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター(免除予防接種券は、後日のお渡しになります。)

申請する方が本人または同一世帯の方



(持参物)

- ・申請に来られた方の印鑑(シャチハタ不可)
- ・接種対象者、申請に来られた同一世帯の方の本人確認の書類(マイナンバーカード等)
- ・郵送した書類一式

申請する方が本人とは別世帯の方



(持参物)

- ・委任状(本人の押印、代理申請される方の押印(同じ苗字の場合、**別々の印鑑が必要です。**(シャチハタ不可))
- ・代理申請の方の本人確認の書類(マイナンバーカード等)
- ・郵送した書類一式

(※2)【 県外の医療機関で予防接種を希望される場合 】

■事前に手続きが必要です。

■坂町から県外医療機関への依頼書を交付する必要があります。
(お時間をいただきます。)

■詳しくは保険健康課へお問い合わせください。

年1回は、結核検診を受けましょう！

高齢になって、免疫力が低下したことによって結核を発症する人が多くみられます。

